

(介護予防)福祉用具貸与 福祉用具和気あいあい運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ジーエイチネットワークが開設する福祉用具和気あいあい(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士又は都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習会修了者(以下「専門相談員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 : 福祉用具和気あいあい
- 二 所在地 : 柏市松葉町3丁目24-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 : 1名(専門相談員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 専門相談員 : 2名以上
専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整及び福祉用具貸与計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 : 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(福祉用具貸与等の提供方法、内容及び利用料及び取り扱う種目等)

第6条 福祉用具貸与等の提供方法及び内容は次のとおりとし、福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、別紙料金表の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 専門相談員は福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成する。
- 3 福祉用具貸与の提供にあたっては、福祉用具貸与計画に基づいて選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供するとともに、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状態に応じて福祉用具の整理、修理等を行う。
- 4 福祉用具貸与の提供にあたっては、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な処置を講じる。
- 5 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う福祉用具貸与に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を超えて1kmにつき20円
 - (2) 特別な搬入による場合 実費
- 6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 7 福祉用具の貸与の提供に当たっては、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示と当該商品の全国平均価格を利用者に説明する。
- 8 福祉用具貸与の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に関わる福祉用具の種目に基づいたものとする。

＜指定福祉用具貸与種目＞

- | | | |
|--------------|------------|----------------|
| 1. 車椅子 | 2. 車椅子付属品 | 3. 特殊寝台 |
| 4. 特殊寝台付属品 | 5. 床ずれ予防用具 | 6. 体位変換器 |
| 7. 手すり | 8. スロープ | 9. 歩行器 |
| 10. 歩行補助杖 | 11. 移動用リフト | 12. 認知症老人徘徊感知器 |
| 13. 自動排泄処理装置 | | |

＜指定介護予防福祉用具貸与種目＞

- | | | | |
|--------|---------|--------|----------|
| 1. 手すり | 2. スロープ | 3. 歩行器 | 4. 歩行補助杖 |
|--------|---------|--------|----------|

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市とする。

(福祉用具の消毒方法等)

第8条 福祉用具の貸与にあたっては、回収した福祉用具をその種類、材質にあわせて別添標準作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行う。なお、福祉用具の消毒については、株式会社日本ケアサプライに委託して行う。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第10条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 当事業所は、虐待又はその再発を防止するための、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

- 2 当事業所における虐待の防止の指針を整備すること。
- 3 当事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束の適正化)

第12条 当事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第13条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第14条 指定福祉用具貸与事業所は、専門相談員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ジーエイチネットワークと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和7年10月1日から施行する。